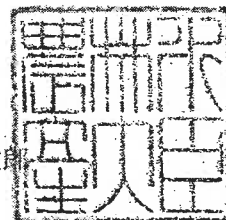


2水管第1507号  
令和2年11月10日

兵庫県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎



さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第4条第1項の規定に基づき、同法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定の例により、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定の例により、通知いたします。

記

(表) さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群の令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている 都道府県別漁獲可能 量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目 安数量（トン）
さんま		0.00	
まあじ	現行水準	0.51	577
まいわし 太平洋系群			
まいわし 対馬暖流系群	現行水準	0.70	377